

## 輸血副作用の症状項目ならびに診断項目表について

日本輸血・細胞治療学会ヘモビジュランス委員会

輸血療法は有効かつ必須な治療法ですが、他人の血液を原料とするため、感染症、免疫反応などの副作用を完全には回避しきれません。このため、エイズ薬害でも迅速な対応が望まれたように、輸血療法の安全性を向上させるには全国的な副作用監視制度を確立すると共に、迅速に対応できる体制を構築する必要があります。

しかし、各施設の副作用報告を見る限り、症状と診断項目が混在するなど、報告の内容、書式に関して全国的に統一された基準がないのが現状です。このため、全国的な副作用監視制度を確立するには、少なくとも副作用報告の統一化が是非必要と考えられます。

日本輸血・細胞治療学会ヘモビジュランス委員会では、厚生労働省科学研究班（免疫学的輸血副作用の把握とその対応に関する研究）にて検討、作成された輸血副作用の症状項目、診断項目表を活用することを考え、本学会会員を対象にこれら項目表に対するパブリック・コメントを募集しました。その結果、使用上特に問題なく、有用と評価されたことから、この副作用の症状項目ならびに診断項目表を全国的に統一された輸血副作用報告の基準として掲示させて頂くとともに各施設で利用されることを推奨致します。

### 資料の具体的な利用方法（資料 1～5）

#### 1. 輸血副作用の症状項目（資料 1）

- ・ 17 項目を副作用報告書または副作用報告画面（電子カルテ）に副作用項目として掲載し、医療現場（病棟、外来、手術室など）からの輸血副作用報告書として利用する。
- ・ 時間を要する診断項目はなく、症状項目に限られるため、速やかな報告が可能である。
- ・ 症例ごとに 1 枚の報告書を使用するが、複数の症状項目を選択することができる。

#### 2. 症状項目の補足説明書（資料 2）

上記の症状項目の具体的な基準が記載されており、記入時に参照する。

#### 3. 輸血副作用の診断項目表（資料 3）、診断基準（資料 4）

- ・ 本診断項目表は、一次報告である症状項目表を基に、重症アレルギー、TRALI、輸血後 GVHD などの 8 項目の重症輸血副作用を確定診断できるよう作成されている。
- ・ 具体的には、症状項目表を受け取った輸血部門において、報告された副作用から重症副作用が疑われる場合、患者の副作用症状を本診断項目表に当てはめ、疾患を推察する。
- ・ 病棟など現場担当者に、他の随伴症状の有無などを問い合わせると共に、必要であれば、追加検査などを依頼し、症状、検査所見などから、診断基準を参考に診断を確定する。

#### 4. 副作用報告表（資料 5）

- ・ 2 ヶ月に 1 回、症状項目と診断項目を副作用報告表にまとめ、病院輸血療法委員会に報告すると共に、保存する。必要であれば副作用報告センター（仮称）に報告する。